

令和5年10月7日

規程12号

## ボランティア規程

(総則)

### 第1条

本規程はボランティアの権利及び義務並びにボランティアに対する戸頭町会の責務を規定することにより、組織とボランティアの健全な関係の構築を図るためのものである。

2 本規程の運用については、本部役員会が主管し、その責任を負う。

(ボランティアの定義)

### 第2条

本会においてボランティアとは、本規程に定める方法により、本会にボランティア登録を行った者をいう。

(当会の義務)

### 第3条

本会は、そのボランティアに対し、次の義務を負う。

- ア) ボランティアが活動に対して意見具申する機会を保障すること  
と
- イ) ボランティアの活動が円滑に行うことができる環境を整備すること
- ウ) ボランティア活動中におけるボランティアの安全に配慮し、  
必要な措置を講じること
- エ) ボランティア活動中におけるボランティアのリスクについて、  
保険その他の方法により、その軽減、回避を図ること

(ボランティアの権利)

### 第4条

ボランティアは、次の権利を有する。

- ア) 当該活動の運営に参画対する権利

イ) ボランティアの自発的な意思に反して、負担を強いられない権利

ウ) ボランティアの能力向上又は成長のため、本会が主催、提供する研修に参加する権利

エ) 役割の範囲内において、規程等に従い、自由にプロジェクトを設立する権利

(ボランティアの義務)

第5条ボランティアは、次の義務を負う。

ア) 本会の事業運営に従うこと

イ) 本会等の個人情報、本部役員会の許可がある場合を除いては、当事務所外に一切持ち出さないこと

ウ) 本会の名誉又は信用を失墜させる行為又はそのおそれがある行為を行わないこと

エ) 本会の風紀及び秩序の維持に努めること

(ボランティア登録)

## 第6条

本会のボランティアになろうとする者は、本規程定める方法で、ボランティア登録をしなければならない。

2 ボランティア登録は、登録時の契約期間を有効とし、登録を更新する場合には、再び所定の手続きを行わなければならない。

3 ボランティア登録の区分は下記とする。

ア) 有償ボランティア

### ① 班長、地区部長ボランティア

I. 近隣の地区で班長選出できない班の班長を担う。

\* 同地区内で適用。 ボランティア班長は地区部長も可。

II. 対象は近隣班とする。最大、地区内の班とする。

III. 申請により、当該班の了承にて決定する。

IV. 期間は1年とする。(1年ごとの更新)

V. 手当は班長、地区部長手当と同額とする。

VI. 役割は班長、地区部長と同等とする。

### ② 技能ボランティア

特殊技能を有する方で、その技能を地域に提供する。

\* 特殊技能：H.P 作成、イベント運営等に精通している、電気工事士、介護士等の専門資格を有する等、町会運営に寄与できる技能。

#### イ) 無償ボランティア

##### ① 一般ボランティア

町会の活動に協力を頂ける方で会議での意見具申を含め、行事へ参画する。

##### ② 行事ボランティア：

I. 行事ごとに参加する。

II. 対象は当該行事のみとする。

#### ウ) その他

③ 本人の合意を得て本会の業務の一部を担当する。

4 本会は、ボランティアになろうとする者が、ア) 以上に該当する場合、本部役員会の議決により、ボランティア登録を拒否できる。

ア) 故意により当会等に損害を与えることが明白な場合

イ) 当会の名誉、信用を失墜させることが明白な場合

ウ) その他、本部役員会が相当と認めた事由のある場合

(登録の抹消)

## 第7条

ボランティアは、その自発的な意思に基づき承諾した活動期間以外の期間において、所定の手続きを行うことにより、任意にボランティアの登録を取り消すことができる。

2 本会は、ボランティアからその登録の取り消しの請求があった場合、速やかにその登録を抹消しなければならない。

3 本会は、ボランティアが次のア) 以上に該当する場合、当該ボランティアの弁明を聴取した後、本部役員会における役員全員の同意により、そのボランティア登録を抹消することができる。

ア) 本規程、その他会則等に違反した場合

イ) 本会の名誉、信用を失墜させる行為又はそのおそれがある行為を行った場合

ウ) 故意により本会等に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合

(改廃)

## 第9条

本規程の改廃は、本部役員会の決議により行う。

## 附則

本規定は、令和5年10月7日から施行する。